

大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実施に関する要領

(趣旨)

第1条 この要領は、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実施要綱（令和5年大阪狭山市要綱第23号。以下「要綱」という。）に基づく事業実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(対象設備の申請)

第2条 要綱第2条第1項の別に定める対象設備の要件は、別表1に掲げる要件をすべて満たすものとする。

2 要綱第2条第1項に定める対象設備を複数同時に設置し、適正と審査されたものについては、それぞれポイントの付与を受けられるものとする。ただし電気自動車等充放電設備（V2H）と電気自動車充電設備の同時申請はできないものとする。

(対象設備の設置期間)

第3条 要綱第3条第1項の別に定める期間は、令和8年2月1日から令和9年1月31日までとする。

(ポイント付与の申請期間)

第4条 要綱第5条第1項の別に定める期間は、令和8年9月1日から同年10月30日までとする。ただし申請者数が予算額に達していない場合は、令和8年12月1日から同年12月24日まで追加申請を認める。

(実績報告)

第5条 要綱第9条第1項の別に定める日は、令和9年2月1日とする。

2 要綱第9条第1項の別に定める書類は、別表2に掲げる書類及びその他市長が必要と認める書類とする。

(ポイント付与の方法)

第6条 要綱第10条に定めるポイント付与の方法は、ポイント付与の決定を受けた者の住所にさやりんポイントカード（事業専用カード）を簡易書留郵便にて郵送するものとする。

(ポイントの有効期限)

第7条 付与されたポイントの有効期限は、さやりんポイントカード（事業専用カード）の発行日から6カ月とする。

2 ポイントは、前項に規定する期間の末日が属する月の末日をもって失効するものとする。

(さやりんポイントカード（事業専用カード）の再発行)

第8条 当事業において郵送されたさやりんポイントカード（事業専用カード）は再発行できないものとする。

（その他）

第9条 申請者等の事実関係を確認するための書類が別途必要となった場合は、適宜申請者等に対し、当該書類の提出を求めることができる。

附 則

この要領は、令和8年6月8日から施行する。

別表1（第2条関係）

対象設備の要件

対象設備の区分	要件
家庭用燃料電池コージェネレーション設備	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの
家庭用リチウムイオン蓄電池設備	一般社団法人環境共創イニシアチブが指定したもの
電気自動車等充放電設備（V2H）	国が平成26年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの
電気自動車充電設備	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの
省エネルギー型家庭用エアコンディショナー（エアコン）	経済産業省資源エネルギー庁の省エネ製品情報サイトにおいて2027年省エネ達成率100%以上のもの

別表 2 (第 5 条関係)

対象設備の区分	添付書類
共通	(1) 対象設備を設置した住宅又は対象設備付き住宅の 周辺地図 (2) 工事請負契約書又は売買契約書又は領収書の写し
家庭用燃料電池コージ ェネレーション設備	(1) 対象設備（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー 写真に限る。） (2) 販売・設置等完了証明書（別記様式） (3) 保証書の写し
家庭用リチウムイオン 蓄電池設備	(1) 対象設備（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー 写真に限る。） (2) 販売・設置等完了証明書（別記様式） (3) 保証書の写し
電気自動車等充給電設 備（V2H）	(1) 対象設備（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー 写真に限る。） (2) 販売・設置等完了証明書（別記様式） (3) 保証書の写し
電気自動車充電設備	(1) 対象設備（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー 写真に限る。） (2) 販売・設置等完了証明書（別記様式） (3) 保証書の写し（納品出荷証明書でも可）
省エネルギー型家庭用 エアコンディショナー （エアコン）	(1) 対象設備（全体及び各機器の銘板）の写真（カラー 写真に限る。） (2) 販売・設置等完了証明書（別記様式） (3) 保証書の写し（納品出荷証明書でも可） (4) 既存の家電製品を処分したことがわかる書類（家電 リサイクル券排出者控え等）の写し

販売・設置等完了証明書

年 月 日

（あて先）大阪狭山市長

住所（所在地）

販売事業者 氏名（名称）

又は 代表者名

⑩

設置事業者 担当者名

電話番号

下記のとおり、大阪狭山市地球温暖化対策設備導入促進事業実施要綱に規定する対象設備の要件^{※1}を満たした設備を設置し、設置費を受領したこと^{※2}を証明します。

記

購入者	住所 (設置場所)	
	氏名	

□家庭用燃料電池コージェネレーション設備

ユニット	製造業者名	品名番号	設置日 ^{※3}	設置費
燃料電池			年 月 日	円
貯湯				

□家庭用リチウムイオン蓄電池設備

製造業者名	パッケージ型番	設置日 ^{※3}	設置費
		年 月 日	円

□電気自動車充電設備 □電気自動車等充放電設備（V2H）

製造業者名	品名番号	設置日 ^{※3}	設置費
		年 月 日	円

□省エネルギー型家庭用エアコンディショナー（エアコン）

製造業者名	品名番号	設置日 ^{※3}	設置費
		年 月 日	円

(注) ※1 要件は、裏面のとおり。

※2 分割払い契約を締結した場合は、受領とみなす。

※3 対象設備付き住宅を販売した場合は、引渡日を記入すること。

対象設備の要件

対象設備の区分	要 件
家庭用燃料電池コージェネレーション設備	一般社団法人燃料電池普及促進協会が指定したもの
家庭用リチウムイオン蓄電池設備	一般社団法人環境共創イニシアチブが指定したもの
電気自動車等充放電設備（V2H）	国が平成26年度以降に実施する補助事業の補助対象機器として一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されている又は一般社団法人CHAdeMO協議会の認証を受けているもの
電気自動車充電設備	一般社団法人次世代自動車振興センターに登録されているもの
省エネルギー型家庭用エアコンディショナー（エアコン）	経済産業省資源エネルギー庁の省エネ製品情報サイトにおいて2027年省エネ達成率100%以上のもの